

令和二年三月六日提出
質問第一〇三号

「被災ごみ」 「災害ごみ」等の呼称に関する質問主意書

提出者 関健一郎

「被災ごみ」「災害ごみ」等の呼称に関する質問主意書

二〇一一年の東日本大震災から九年。これまでの間、二〇一六年の熊本地震、二〇一九年秋には、台風十号、十九号、二十一号と全国各地で自然災害による被害が相次いでいる。政府は、浸水するなどして使うことができなくなった家財道具や衣料品、それに仏壇の遺影や家族の記念写真に対して「被災ごみ」「災害ごみ」「災害廃棄物」などの言葉を、議会などで使っている。被災者の皆様から「国会での議論や報道で私たちの思い出の品々をごみと呼ばれることに強い違和感を持つ」との声が多く届く。このことを受けて、以下質問する。

一 政府は、災害で被害にあった物品を「被災ごみ」「災害ごみ」「災害廃棄物」という呼び方をやめ、「被災品」「災害被害品」などの言葉を使うべきではないか。政府の見解を求めめる。

二 政府は、報道の独立性に十分に配慮しつつ、報道機関に対してこの実情を説明し、呼称に関して配慮を求めべきと考える。政府の見解を求めめる。

右質問する。